

志免町意見箱設置実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民が町に対して意見、提言、要望、質問等（以下「意見等」という。）を述べる機会を設け、町民の意見等を町政に反映させ、町民と行政との協働のまちづくりを推進するため、意見箱を設置することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において意見箱とは、志免町役場本庁舎、志免町民センター、志免町ふれあいセンター、志免町生涯学習1号館及び志免町総合福祉施設シーメイトに設置する「意見箱」並びに志免町ホームページに設置する「電子意見箱」をいう。

(資格)

第3条 本制度により意見等を提出することができる者は、町政運営に関心がある者で、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内の事務所、事業所等に勤務する者又は町内の学校に在学する者
- (3) 町内に事務所、事業所等を有する個人又は法人その他の団体
- (4) 町政による利害関係を有する者
- (5) その他志免町に関係を有する者

(意見等の提出)

第4条 町民は、次の方法により意見等を述べることができる。

- (1) 「意見箱」へ意見用紙を投かんする方法
- (2) 志免町ホームページに設置する「電子意見箱」専用ページへの投稿による方法

2 意見等を提出し、回答を求める者は、次の事項を明記しなければならない。ただし、行事等に関する軽易な内容に関する意見等については、この限りでない。

- (1) 氏名（法人等にあつては、名称及び代表者の氏名）
- (2) 住所（法人等にあつては、事業所等のある所在地）
- (3) 電話番号又は電子メールアドレス

(意見等の取扱い)

第5条 町長は、前条に掲げる方法により町民の意見等の提出があつたときは、公正かつ迅速にそ

の内容について調査、検討し、これを町政に反映させるよう努めるものとする。ただし、回答を要するものについては、投稿の日から起算しておおむね14日以内に投稿者の希望に応じて回答し、又は志免町ホームページ上で公開するものとする。

2 町長は、前項に規定する期間内に回答をすることができないときは、投稿者に対し速やかにその理由及び対応状況を報告するものとする。

3 町長は、第1項の規定により回答を要する意見等のうち、次の各号に該当するものについては、回答しないことができる。

- (1) 前条各号に掲げる事項を明記していないもの
- (2) 他の者及び団体の通信の秘密又はプライバシーを侵害するもの
- (3) 他の者及び団体を誹謗、中傷又は差別するもの
- (4) 他の者及び団体の権利又は利益を侵害するもの
- (5) 有害なプログラムを含むもの
- (6) 偽造、虚構及び詐欺的なもの
- (7) 法令及び条例等に違反又は違反するおそれのあるもの
- (8) 公序良俗に反するもの
- (9) 営利を目的としたもの
- (10) その他回答することが不適切と思われるもの
(事務処理)

第6条 この要綱に関する事務は、総務課で処理する。

(公開)

第7条 町長は、意見等を広く町民に周知する必要があると認めるときは、広報紙及びホームページに掲載することができる。ただし、志免町情報公開条例（平成14年志免町条例第7号）に規定する不開示情報が含まれているときは、その全部又は一部を公開しないものとする。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。